

茨城県において金属スクラップ片の卸売業を営む申立人が、取引先からの要望により購入した大型（ゲート型）の放射線検知器について、購入設置費用全額が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号（以下、「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

	損害項目	金額	期間
1	検査機器（放射能測定器（ゲートモニター））購入及び設置費用	8, 537, 025円	自平成24年6月6日 至平成24年6月29日
2	送金手数料	1, 575円	自平成24年6月7日 至平成24年6月29日
	合計	8, 538, 600円	

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として金853万8600円の支払義務のあることを確認する。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（但し、同項記載の期間に限る。）については、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える金額につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対しては別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年2月24日

（仲介委員 樋口 収）